

長野県言語聴覚士会 研究会後援規程

1. 長野県言語聴覚士会が後援する研究会は、以下の内容とする。
 - (1) 長野県言語聴覚士会会則第二章に則っているもの。
 - (2) 研究会に所属する県士会員が 5 名以上いること。
 - (3) 代表者または事務局が会員名簿を管理していること。
 - (4) 予算・活動計画、活動報告、収支報告の管理をしていること。

2. 研究会活動費申請は以下の通りとする。
 - (1) 申請者は各研究会の代表者がする。
 - (2) 研究会活動費申請書を県士会 HP からダウンロードして、必要事項を記入する。
 - (3) 年度末の 2 月末日までに次年度分の申請書と会員名簿を添付の上、事業部まで郵送または **slht.nagano.jigy@gmail.com** に PDF にして送信する。
 - (4) 総会議案書で予算化する必要があるため、提出期間は厳守する。
 - (5) 活動費の交付可否、助成金額については、理事会で協議し決定する。

3. 県士会 Zoom ミーティングアカウントの使用について
 - (1) 後援研究会は県士会 Zoom ミーティングアカウントを使用することができる。
 - (2) 県士会 HP<会員専用ページ>より空き状況を確認し、研究会開催 1 ヶ月前までに事務局 オフィス担当： **slht.nagano.jimukyoku@gmail.com** に予約依頼を行う。
*予約項目：日時、録画の有無、ホスト担当者会員名
 - (3) 使用の際は県士会員がホストとなり、アカウントを管理する。
 - (4) 県士会事業が優先となるため、状況によっては予約の変更を求められる場合もある。(県士会事業の予約も研究会同様に 1 ヶ月前を締切とする)

4. その他
 - (1) この規程に定めのない事項については、三役・理事会で協議し決定するものとする。
 - (2) この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。
 - (3) この規程は平成 30 年 5 月 20 日から施行する。
 - (4) 令和 4 年 5 月 22 日一部改正 (2. (3) 捺印のある状態での削除、3 の追加)